



平成 20 年 7 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 荘内銀行
代表者名 代表執行役頭取 國井 英夫
(コード番号 8347 東証第一部)
問合せ先 企画部長 松田 正彦
(TEL . 023 626 9006)

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当行の取引先である株式会社アイランドが、平成 20 年 7 月 14 日付けで東京地方裁判所に再生
手続開始の申立てを行ったことに伴い、同法人に対する債権について取立不能又は取立遅延のお
それが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社 アイランド |
| (2) 所 在 地 | 山形県山形市城南町一丁目 1 番 1 号 |
| (3) 代表者の氏名 | 代表取締役 権 純島 |
| (4) 資 本 金 | 10 百万円 |
| (5) 事 業 の 内 容 | 娯楽業 |

2. 当該取引先に生じた事実及びその事実が生じた年月日

平成 20 年 7 月 14 日、東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請しました。

3. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

貸出金 1,085 百万円 (平成 20 年 7 月 14 日現在)

4. 当行の業績に与える影響

上記債権額のうち担保等により保全されていない部分約 9 億円につきましては、
平成 21 年 3 月期第 1 四半期に必要な引当処理を行う予定であります。

なお、平成 20 年 5 月 14 日に公表しました業績予想の修正はございません。

以 上